

文化観光施設税の

昭和38年度施設整備事業さまる

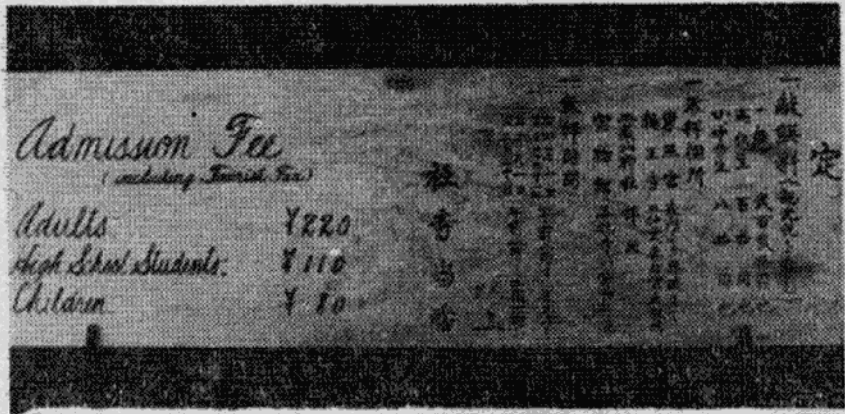
市民の深い関心と期待がもたれている文化観光施設税について9月27日から10月15日まで開かれた第六回定例市議会において本税を財源とする特別会計を設定し、その施設整備事業費をきめた。

実施事業については、すでに今年4月号、6月号市広報でお知らせしたとおり、文化観光施設税創設の目的である文化財の保護をはじめ、道路、橋梁、駐車場、公園、苑地、観光会館等の観光施設の改良新設とともに、内外観光客が利用する公衆便所、下水道事業、塵芥処理などの環境衛生施設の整備を、十か年の経統事業として、総額五億六千余万円で施行するものであるが、本年度は6月1日からの実施でもあるので、事業の施行順序などは次年度以降において調節することとし、認可申請の際の県および自治省に提出した事業計画に基づいて、つぎのように事業を実施することになった。

昭和38年度

文化観光施設 整備事業予算の内容

- ◇オ 入
 - ①文化観光施設税
 - 三、〇七〇、〇〇〇円
 - 大人 一、二五六、〇〇〇人 (一人三〇円)
 - 児童 二六、〇〇〇人 (一人一五円)
 - ②国庫補助金
 - 六、〇〇〇、〇〇〇円
 - 下水道整備事業補助金
 - ③市債
 - 六、〇〇〇、〇〇〇円
 - 下水道整備事業債
 - ◇オ 出
 - ①道路改良工事費
 - 一三、二二四、三〇〇円
 - ②事業費
 - 施行箇所
 - 山内パレス線西参道→輪王寺
 - 三〇七メートル
 - 西町公会堂線公会堂→国道分岐(笹屋食堂)一九二メートル
- 本年度は国有財産であった旧



パレスホテル敷地の一部を市が払下を受け現道路敷を拡石垣の積替え、用曲部の改良を行ないアスハルト舗装とする。

安川町線については側溝改修を実施、次年度舗装を行なう。

- ④文化財保護費
 - 五、〇〇〇、〇〇〇円
 - 重要文化財本地堂(栗師堂)復元工事に対する負担および文化財保護について補助金を支出する。
 - ⑤事務費
 - 九七七、七〇〇円
 - 文化観光施設税の徴税に要する経費および事務費。
 - ⑥予備費
 - 五〇〇、〇〇〇円
 - 予測できない出費に充当するための経費。
- 合計 五〇、〇七〇、〇〇〇円

市議会

観光税の完全実施を決議

市議会では日光市の置かれた立場と国際観光都市としての特殊性を考慮し、年間四百万人を越す観光客の受入対策と文化観光施設の整備拡充が当面の急務であるが、現実の日光市の財政能力では義務的行政費はもちろん、教育、消防、土木、産業、衛生、社会保障、住宅問題等、市民生活に直接関係のある諸施設も満足でない現状にあるので、こうした現状と将来について、検討に検討を重ねた結果、日光の文化財と観光資源は日光だけのものではなく、日本の宝であり国民全体のものである。これを守り育てていくための負担を文化財を觀賞し且つ日光の観光施設を利用する観光客にも協力してもらうという趣旨により生まれた制度が、日光市文化観光施設税であり、昨年3月の前議会において条例の制定が行なわれたものである。

したがって本年4月市議会の改選が実施されたことでもあり、新議会の意志を表すと共に6月1日の税制施行後すでに五か月にいたるも、なお市当局と特別徴収義務者である二社一寺との間の話し合いが結論を得ない段階にあるため、市理事者と一体となり円満な解決に努めるが公共の福祉と、法の權威を守るためには、敢然とした実施を行うべきであるとし、10月15日日光市文化観光施設税の予算案を議決するに際し、つぎのとおり、全員一致の決議を行なった。

決議

本市議会は、日光市文化観光施設税に伴う予算を議決するに当たり、本税創設の意義と議会に託された市民の与望を自覚し、市理事者と一体となり条例に基づく適正な執行を期することを市議会全員の意志としてここに決議する。

昭和38年10月15日
日光市議会